

帯広市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 23 号

帯広市公園条例の一部を改正する条例

帯広市公園条例（昭和 32 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「420」を「480」に、「650」を「730」に、「880」を「990」に、「380」を「430」に、「610」を「680」に、「830」を「940」に、「38」を「43」に、「2」を「3」に、「370」を「420」に、「230」を「260」に、「760」を「850」に改め、同表法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる施設の項中「16」を「18」に、「23」を「26」に、「34」を「38」に、「45」を「51」に、「68」を「77」に、「91」を「100」に、「160」を「180」に、「230」を「260」に、「450」を「510」に改め、同表法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「290」を「260」に、「760」を「850」に改め、同表法第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる工作物の項中「760」を「850」に、「320」を「360」に改め、同表法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる工作物の項中「96」を「87」に、同表令第 12 条第 2 項第 1 号に掲げる物件の項中「610」を「680」に、同表令第 12 条第 2 項第 7 号に掲げる工事用施設及び同項第 8 号に掲げる工事用の材料の置場の項中「96」を「87」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の帯広市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後における公園の占有に係る占有料について適用し、同日前における公園の占有に係る占有料については、なお従前の例による。